

プロポジションⅡ

～佐賀からの提案～

平成16年7月13日

佐賀県知事 古川 康

1 国庫補助負担金改革

佐賀県版 補助金3兆円改革案

2 住民税比例税率化による3兆円税源移譲

3 さらなる「歳入の自由度」をめざして

⇒ 「国税と地方税の交換」

4 地方交付税改革

①国と地方の協議の制度化

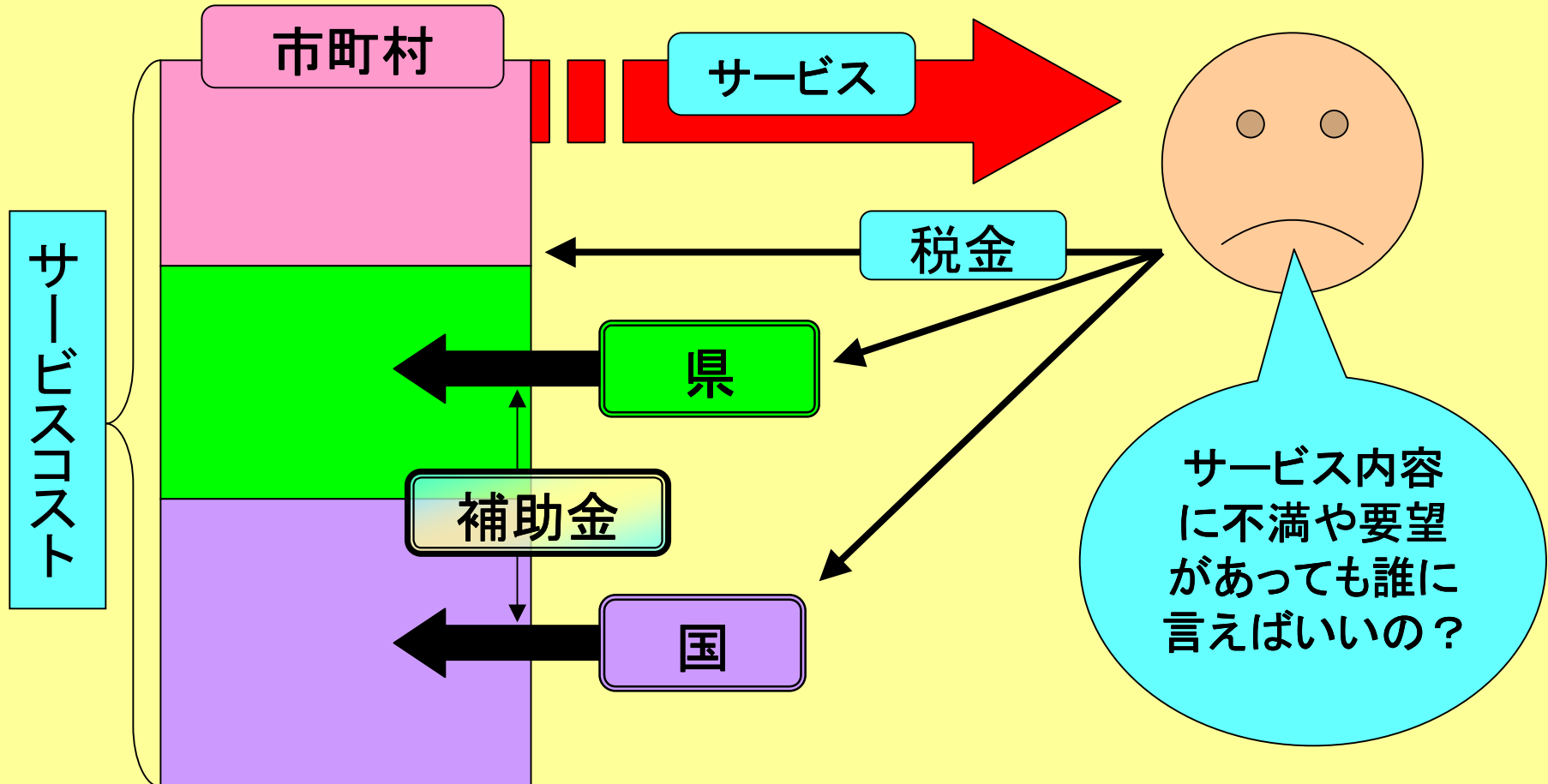
②交付税法第20条の2の活用

②交付税原資の直入と徴収コスト地方負担

はじめに

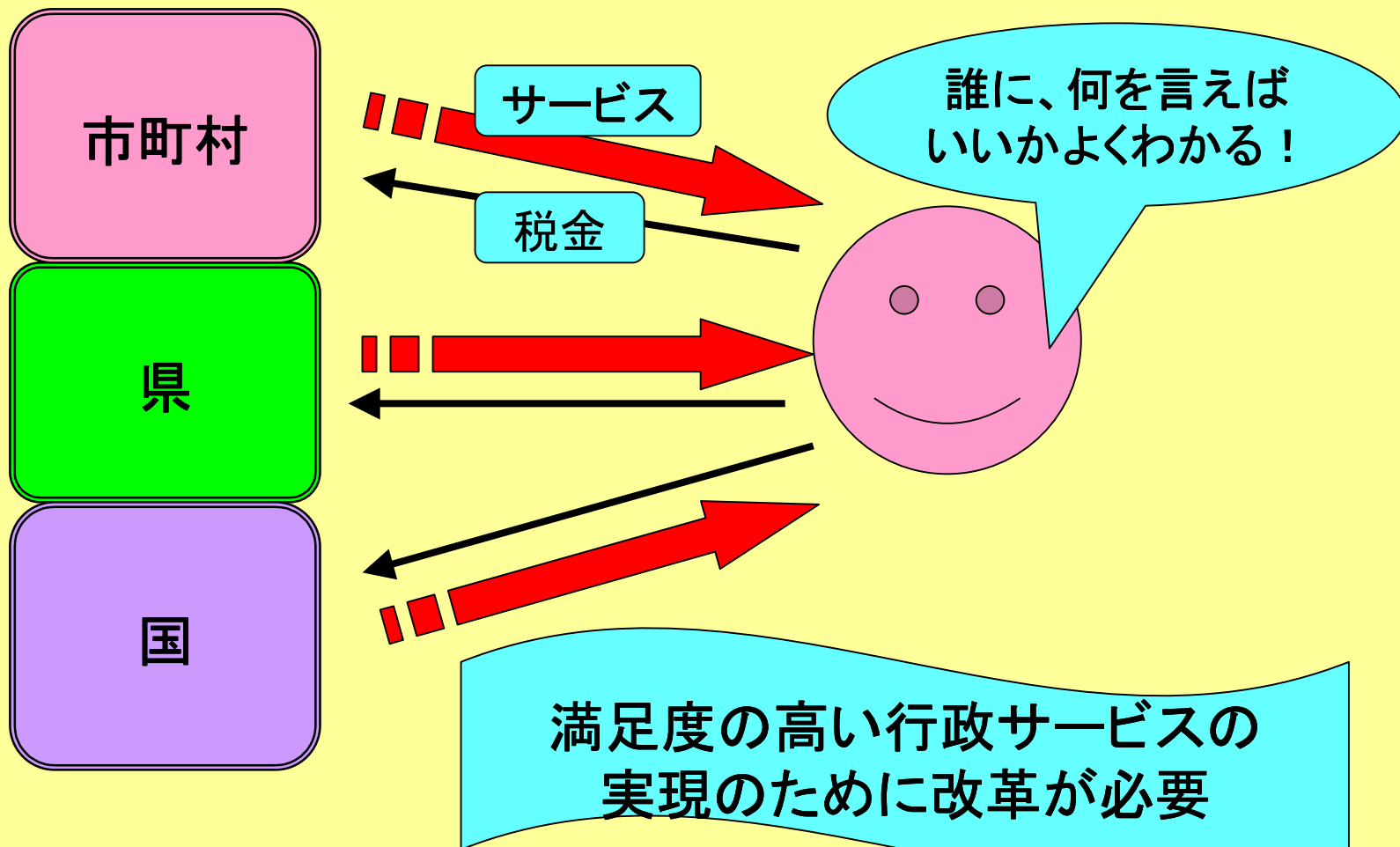
今の行政システム

受益(サービス)と負担(税金)の関係が複雑



三位一体改革を行うと・・・

受益(サービス)と負担(税金)の関係が明確



1 国庫補助負担金改革

補助金改革 5つの視点

①地方の自由度を高め、
県民満足度が向上する改革

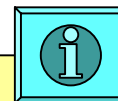
限られた税収を
「生きた使い方」「効率的使い方」
に変える

②国と地方の役割分担を
明確にした改革

「地方にできることは地方に」

③施策単位での一般財源化

個別単位で議論するのではなく、
行政分野単位での議論が必要

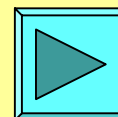


④『事業量の縮減』にNO！

事業量の縮減は、分権とは別の話

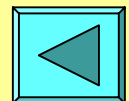
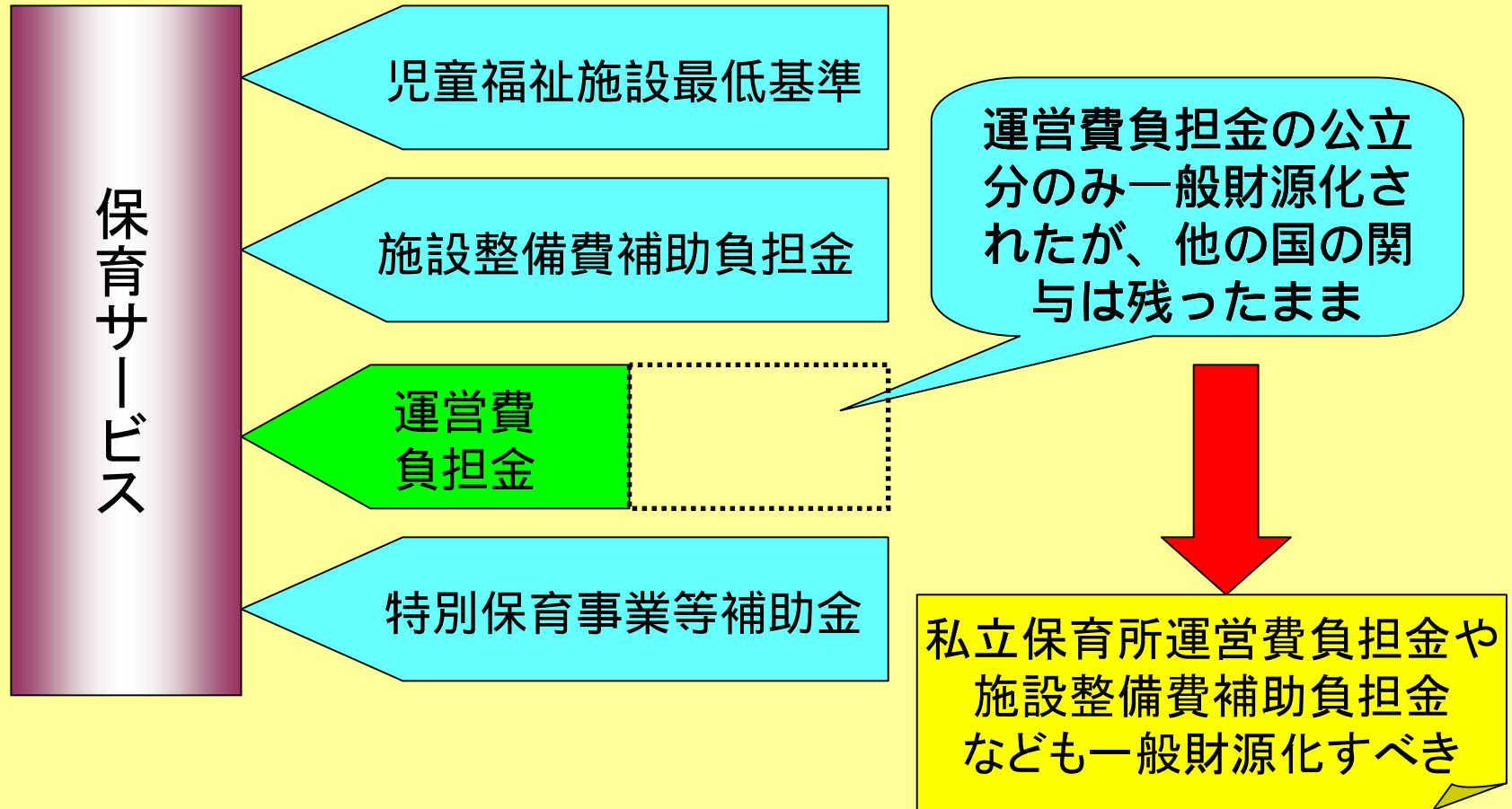
**⑤補助金改革と同時に
国から地方へ権限移譲**

国が定めていた各種規制・基準の
制定権限を地方へ移譲



例えば・・・

保育行政の自由度を
高めるために



基本方針2004(6月4日)

地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案(3兆円規模)をとりまとめるよう要請し、これを踏まえて決定する

改革のボールは地方に投げ返された

佐賀県版3兆円改革の具体案を作成
全国知事会での議論に反映
地方にプラスの改革をめざす

プロポジション10・16

5兆円廃止

今回の提案

3兆円廃止

①国→市町村への直接補助事業を追加

*「プロポジション」は、県で予算化する国庫補助負担金のみを対象

⇒介護給付費負担金など約1.2兆円を追加

②公共事業を検討の対象外に

* 税源移譲すべきか否か、国と地方の共通理解がない

⇒公共事業約3.2兆円を除外

国と地方の役割分担

	国庫補助 負担金総額	
社会保障	11.7兆円	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉は地方の責任により実施 医療保険は、国の責任で引き続き実施
文教	2.9兆円	義務教育国庫負担金については、義務教育のそもそも論とあわせて議論すべき 学校整備、私学助成は一般財源化
公共事業	4.8兆円	(判断保留)
その他	1.0兆円	地場産業振興は地方の責任により実施 エネルギー関係の特定地域振興は国の責任により実施
合計	20.4兆円	

佐賀県が考える平成17、18年度に改革すべき国庫補助負担金

	国庫補助 負担金総額	一般財源化すべき国庫補助負担金		15, 16年度 一般財源 化分 B	(参考) A+B
		金額 A	主な国庫補助負担金名		
社会 保障	11.7兆円	2.3兆円	介護給付費負担金 児童保護費等負担金 在宅福祉事業費補助金 社会福祉施設整備費補助金	0.3兆円	2.6兆円
文教	2.9兆円	0.3兆円	私立学校経常費助成費補助金 公立学校施設整備費補助金	0.2兆円	0.5兆円
公共 事業	4.8兆円			【0.5兆円】	【0.5兆円】
その他	1.0兆円	0.4兆円	公営住宅家賃対策等補助 協同農業普及事業交付金 小規模企業等活性化補助金		0.4兆円
合計	20.4兆円	3.0兆円		0.5兆円	3.5兆円 【4.0兆円】

佐賀県版改革案による税源移譲額

補助金改革による税源移譲額を義務10割、その他8割で試算

		一般財源化 補助金額	⇒	税源移譲額
社会保障	負担金	2.11兆円	10割	2.11兆円
	補助金	0.45兆円	8割	0.36兆円
文教関係	負担金	0.28兆円	10割	0.28兆円
	補助金	0.20兆円	8割	0.16兆円
その他	補助金	0.43兆円	8割	0.34兆円
		3.47兆円		3.25兆円

佐賀県案によると「概ね3兆円規模」の税源移譲が実現

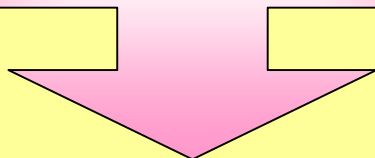
2 個人住民税による3兆円税源移譲

① 個人住民税比例税率化

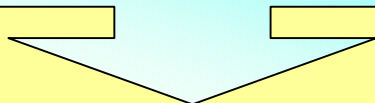
基本方針2004(6月4日)

税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。
その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。

16年度に1兆円
17年度、18年度に3兆円
国庫補助負担金を削減



3兆円規模の税源移譲



住民税比例税率化

現在の5,10,13%を
10%に統一

18年度は
改革の一つの区切り

国と地方の税配分

	国	地方
H14	58%	42%
税源 移譲後	54%	46%

佐賀県・県内市町村への影響 パターン①

補助金削減額：介護給付費負担金については、国庫負担額を全額県が負担

税源移譲額：住民税10%は、県4%、市町村6%

単位：億円

	補助金 削減額	税源 移譲額	差引	基需 付替	影響額
県分	△127	+100	△27	△46	△73
市町 村分	△100	+63	△37	+46	+9
合計	△227	+163	△64		△64

税制そのものの偏在性の是正
財源調整が重要

佐賀県・県内市町村への影響 パターン②

補助金削減額 : 介護給付費負担金については、国庫負担額を県と市町村が折半

税源移譲額 : 住民税10%は、県3%、市町村7%

単位: 億円

	補助金 削減額	税源 移譲額	差引	基需 付替	影響額
県分	△78	+48	△30	△46	△76
市町 村分	△149	+115	△34	+46	+12
合計	△227	+163	△64		△64

税制そのものの偏在性の是正
財源調整が重要

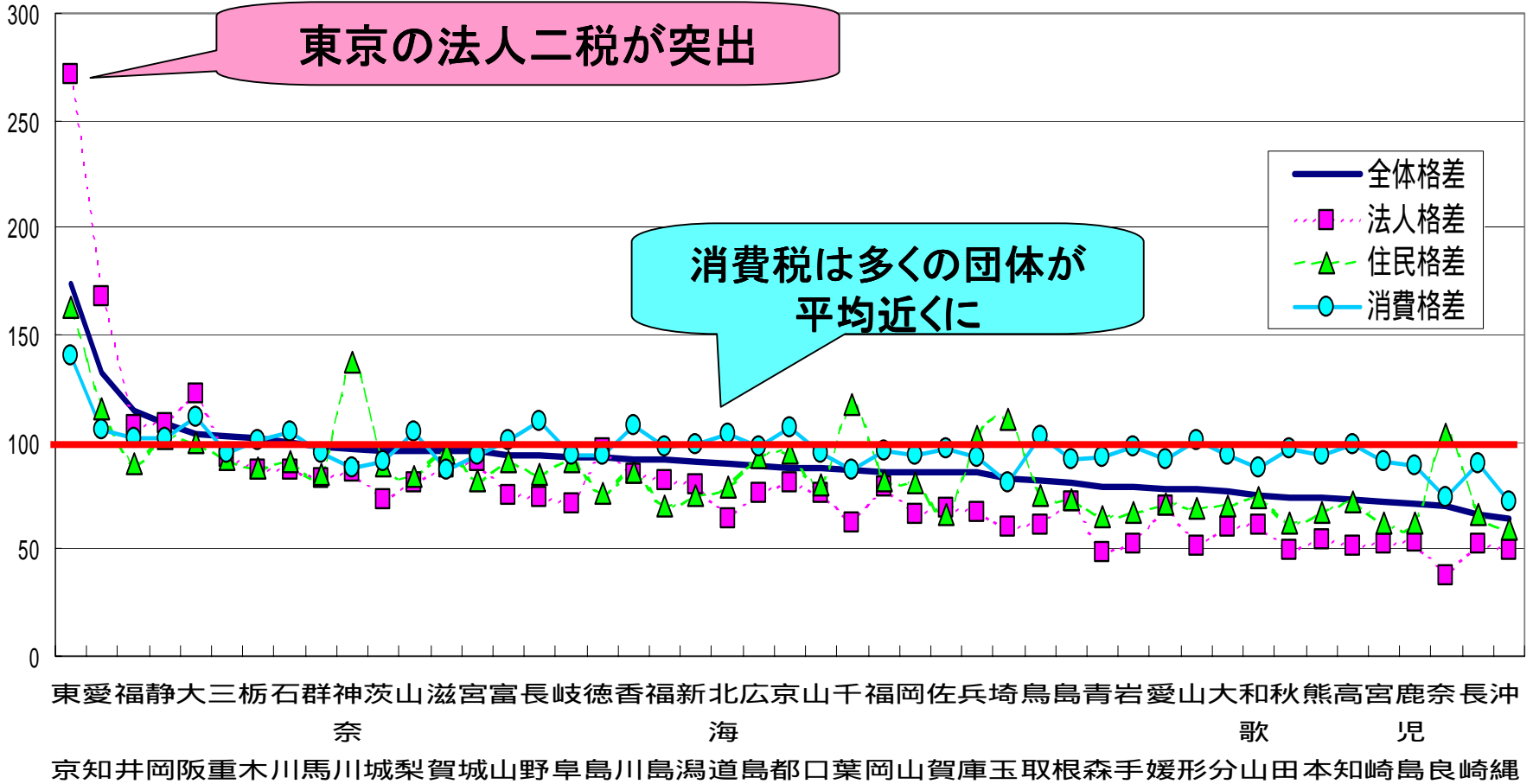
3 さらに「歳入の自由度」をめざして

① 現在の税制(県のみ、消費税市町村交付後)

税目	地域格差	決算額	シェア
全税収計	2.7倍	12.6兆	100
住民税	2.8倍	2.3兆	18
地方消費税	1.9倍	1.2兆	10
法人税割	6.5倍	0.6兆	5
法人事業税	7.6倍	3.5兆	27

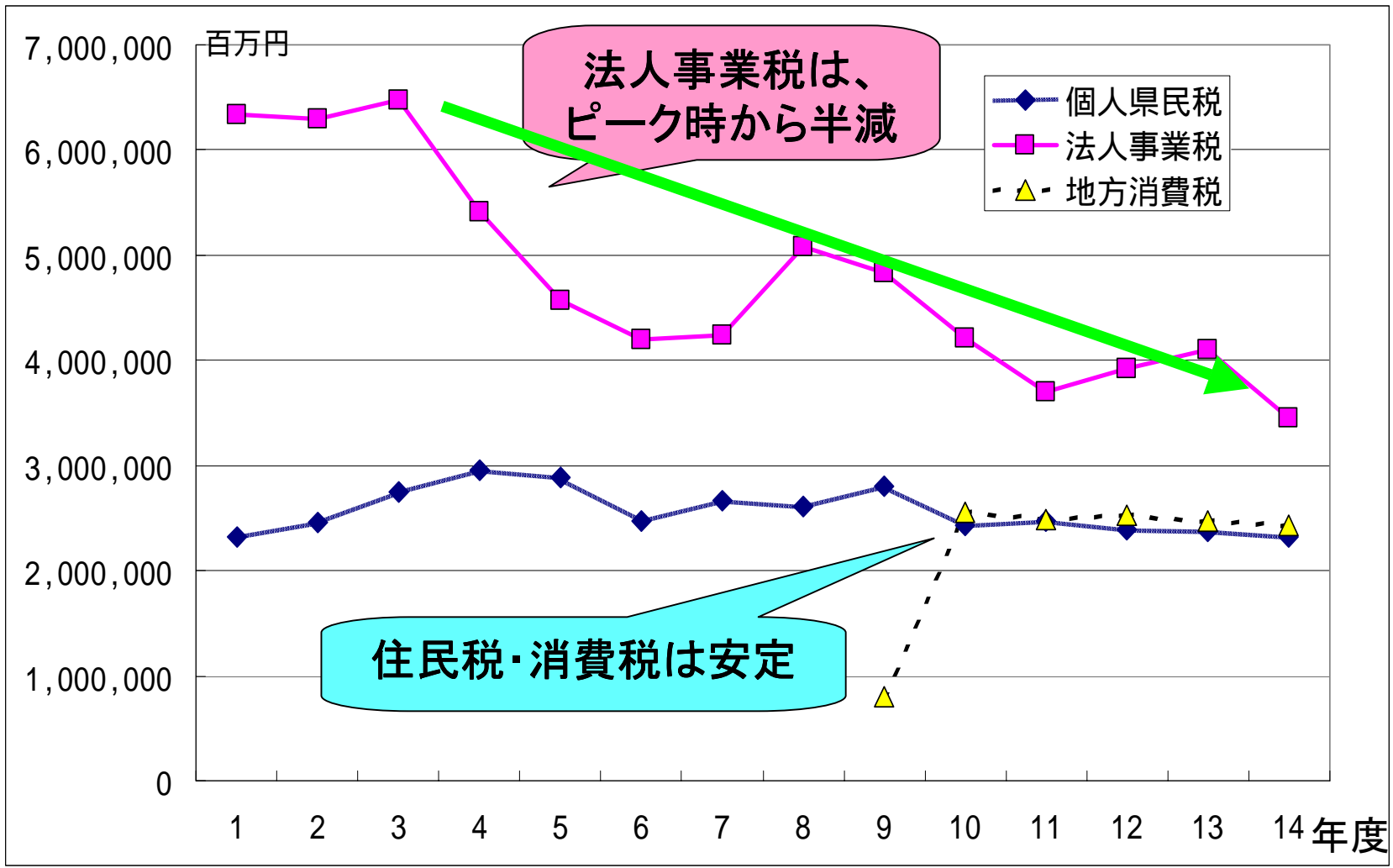
偏在性の高い、不安定な税制

税目毎の偏在性比較



佐賀県の県民1人当たり税収は、全国29位

税目毎の安定性比較



経済指標との比較

	項目	県民1人当 たりの格差
経済指標	県民所得	2.1
	県内総生産	2.7
税収指標	住民税	2.8
	消費税	1.9
	法人税割	6.5
	法人事業税	7.6

法人二税の
偏在度は経
済指標と比
較しても突出

② 基本的考え方

現状

目指すべき方向

地域間格差約2.7倍
うち
法人事業税約7.6倍

自治体が自主・自立の
財政運営を行えるよう、
全ての地方公共団体に
「歳入の自由度」を与えるべき

法人事業税
ピーク時(H3)の約半
分に激減

住民に身近な行政サー
ビスを提供する自治体
の税収は、景気に左右
されない安定性を重視
すべき

偏在性の少ない安定的な税制

③ 税源移譲の具体的提案

A 補助金改革に伴う税源移譲

国庫補助負担金廃止

見合い分を税源移譲

B 国税と地方税の交換

偏在度が高く、不安定な
税目を国税化
偏在度が少なく、安定的
な税目を地方税化

偏在性が少ない、
安定的な地方税制へ

A 補助金改革に伴う税源移譲

佐賀県が考える税源移譲の進め方

平成18年度までの3兆円規模移譲は、

住民税10%比例税率化による移譲

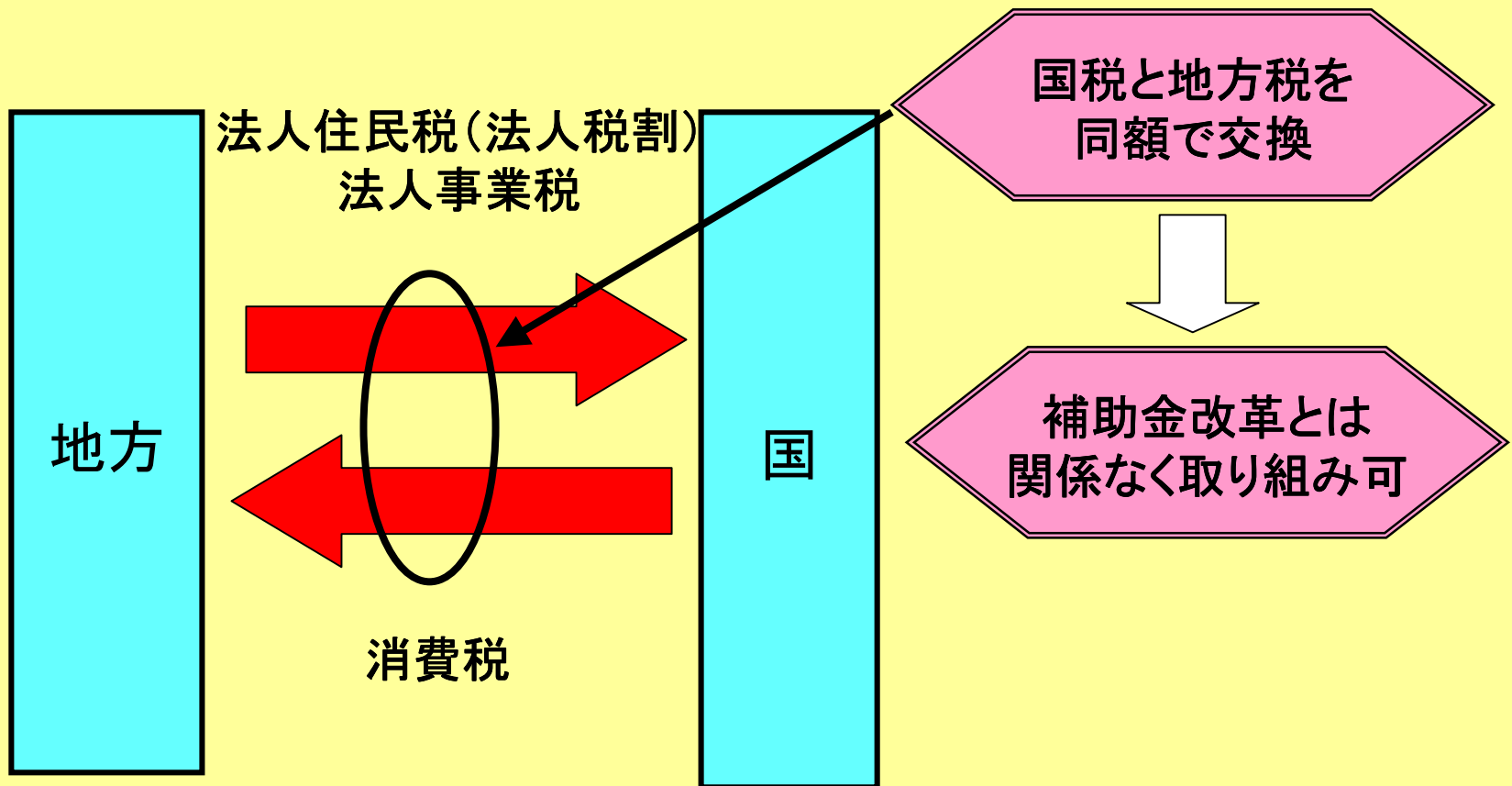
- ロットを見込める
- 負担分任に適合

18年度以降の更なる税源移譲は、

消費税から地方消費税への移譲

- 比例税率化は10%が限界
- 小刻み移譲にも対応可

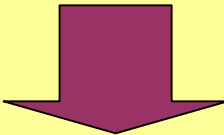
B 国税と地方税の交換



佐賀県が考える国税と地方税の交換の進め方

法人税割(県・市町村税)の全額 と 消費税(国税) を交換(2.1兆円)

消費税の配分変化



	現在		額の異動	交換後	
	消費税収	税率%		消費税収	税率%
国	9.8兆	4.0	△2.1兆	7.7兆	3.2
県	1.2兆	0.5	+0.6兆	1.8兆	0.7
市町村	1.2兆	0.5	+1.5兆	2.7兆	1.1
合計	12.2兆	5.0	±0.0兆	12.2兆	5.0

3 地方交付税改革

一般行政経費の乖離

平成13年度地財決算	地方財政計画	決算	決算一計画
一般行政経費	20.0兆円	27.6兆円	△7.6兆円
投資的経費 (単独)	17.4兆円	11.4兆円	+6.0兆円
歳出合計	92.5兆円	94.3兆円	△1.8兆円

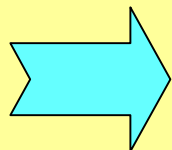
投資(単独)の6兆円余剰の是正目的で16年度は交付税カット
同じ考えで一般行政経費7.6兆円の不足は逆に補填すべき

一般行政経費の決算超過分(7.6兆円)は何？

県内では、**乳幼児医療費助成**、**保育料減免**などの
少子化対策、**私学助成**、**土地改良関係償還**
助成などの県・市町村の独自政策を実施

これを、どう評価するのか

地財計画削減派	佐賀県
投資的経費の余剰分を、一般行政経費に「流用」しており「 無駄 」	「 ハードからソフトへ 」という 住民ニーズ に沿った行政サービスを選択した結果

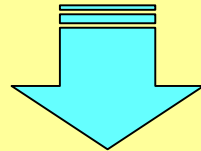


国民に対する行政サービスの水準に関する問題
国が一方向的に決めてよい話ではない

サービス水準の問題を議論するためにも…

① 国と地方の協議を法定化

- 地方財政計画の策定に際して、国から地方に対する意見聴取を義務付ける
- 地方財政計画の策定に際して、地方からの質問権とそれに対する国の回答義務を創設

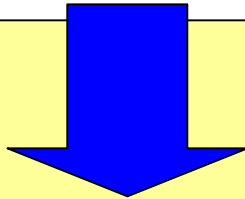


地方財政計画は
「国民にサービスを保障する制度」
将来は、国による算定を脱却し、
地方間で協議の上、配分する仕組みへ

② 地方交付税法第20条の2の活用

地方交付税法第20条の2

- ・ 事業省庁は、所管行政に関し、地方自治体が法令により義務づけられた行政水準を低下している場合は、地方に対して、それを備える旨勧告
- ・ 地方が従わないときは、総務大臣が交付税を減額



この規定を有効活用することで、国庫補助負担金を維持しなくても、交付税制度を通じて、法令により義務づけられた全国統一の行政水準を維持できる

③ 交付税原資の特会直入と徴収委託

